



メリアルとフジタ製薬との間の特許侵害訴訟についての 暫定的和解について

東京 - 2016年2月22日 - サノフィ・グループの一員であるメリアル・ジャパン株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：永田正）は、東京地方裁判所（知的財産部）が2015年10月30日に、フジタ製薬株式会社（以下「フジタ製薬」）による犬用および猫用マイフリーガード α （フィプロニル+(s)-メトプレン）がメリアルの特許第3702965号を侵害するものとしてその製造および販売を禁ずる判決を下したこと、上記判決は、フジタ製薬に対する製造および販売を禁止する命令が即時に効果を生ずる仮執行宣言をともなっていること、並びにフジタ製薬による上記仮執行宣言付判決に対する執行停止の申立てが却下され、その執行が継続することについて、2015年11月20日及び12月11日付プレスリリースにてお知らせいたしました。

しかし、その後も、フジタ製薬が裁判所の命令に反してマイフリーガード α の販売を継続していることから、メリアルは、上記仮執行宣言付判決に基づいて、マイフリーガード α の製造、販売の禁止についての間接強制の申し立てをするとともに、上記仮執行宣言付判決に基づくマイフリーガード α の製造、販売の禁止の実効性を確保するために、フジタ製薬が保有するマイフリーガード α の在庫を執行官が保管すること求める仮処分命令の申し立てをしていました。

上記仮処分事件の2016年2月18日の審尋期日では、裁判官の勧告に従い、暫定的和解が成立し調書が作成されました。この和解調書は判決と同じ法的効力をもつものです。

上記暫定的和解調書は、フジタ製薬は、上記仮執行宣言付判決が取り消されるまでは、同判決に従い、マイフリーガード α 製造、販売、販売のための展示をしてはならないとするもので、その結果、フジタ製薬に対しマイフリーガード α の製造、販売等を即時に中止する命令を、上記仮執行宣言付判決に重ねて負うに至りました。

加えて、上記暫定的和解調書は、フジタ製薬に対し、本年2月22日までにフジタ製薬のウェブサイトからマイフリーガード α に関するページおよびフジタ製薬が2015年12月14日に行ったプレスリリースをいずれも削除すること、また、本年2月24日までにマイフリーガード α の販売中止のプレスリリースをし、主要な顧客様には文書で販売中止を通知することが命じられました。

続いて、東京地方裁判所第9部により、上記間接強制の申し立てに対し、これを認める決定が下されました（これは、フジタ製薬が裁判所の販売等の禁止命令に反して販売を継続する場合には、一日当たり一定の金額を支払うことを命ずる命令です）。

したがって、フジタ製薬による販売中止のプレスリリース以前であっても、フジタ製薬がマイフリーガード α の販売を行うことは、2015年10月の仮執行宣言付判決および本年2月18日の和解調書のいずれにもよっても禁止されており、その販売を継続することは違法な行為です。

メリアルについて

メリアルは多くの動物の健康と福祉向上のため様々な製品を提供している、研究・開発主導型の動物用医薬品分野における世界のリーダー企業です。世界中でおおよそ6,500名のスタッフが従事し、その製品は150ヵ国以上で販売され、2014年の年間販売高は20億ユーロでした。

メリアルはサノフィ・グループの一員です。

メリアルの Web サイト : <http://www.merial.com/>



メリアル・ジャパンの Web サイト : <http://www.merial.co.jp/>

問い合わせ先

メリアル・ジャパン株式会社 広報担当 上條

メール : noriko.kamijo@merial.com

電話: 03-6301-4712

